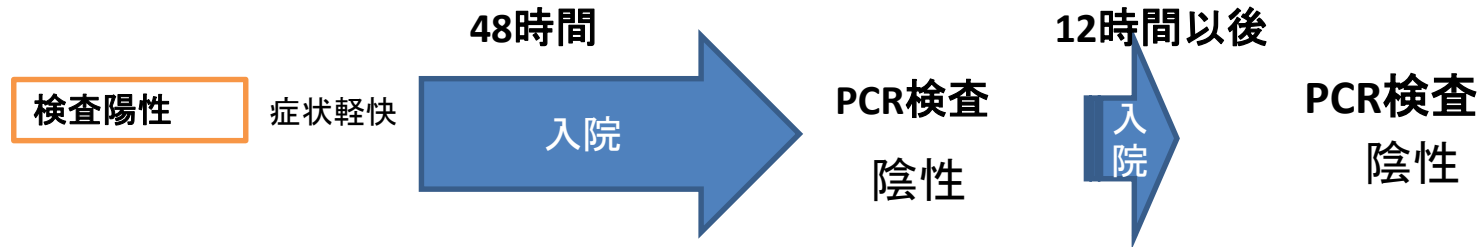


退院基準の変更について

現状の患者及び無症状病原体保有者の退院基準



軽快後、48時間毎にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後12時間以後に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

新たな退院基準



軽快後、24時間後にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後24時間以後に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

(参考)WHO 軽症の新型コロナウイルス(COVID-19)患者の在宅ケアと接触者の管理暫定ガイダンス(2020年3月17日版)

感染が検査確定された軽症患者は、少なくとも24時間の間隔を置いて採取された2つのサンプルからPCR検査を2度行い、結果が両方陰性であることが確認されて初めて自宅隔離から解放すべきである。検査が不可能な場合には、WHOは、症状が解消した後、さらに2週間の隔離を継続することを推奨する。